

# 東京言語教育学院

## 学費納付金返還ポリシー

本学が定める学費納付金（入学選考料、入学金、授業料、施設維持費、教材費等）を納入後に学生の不入学又は退学等が生じた場合、次の各号の基準に基づいて納入金を返還する、あるいは返還しないものとします。

1. 在留資格認定証明書が不交付の場合、入学選考料を除く全納入金を返還します。
2. 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず不来日の場合、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可書及び在留資格認定証明書の返却を条件とします。
3. 在外公館で入国査証の申請をしたが認められず来日できなかった場合、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認を条件とします。
4. 入国査証を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合、入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、入学選考料と入学金を除く全納入金を返還します。ただし、入学許可書の返却を条件とします。
5. 入国査証を取得し来日し入学した学生が、中途退学した場合、入学選考料、入学金、施設設備費、教材費は返還しません。ただし、授業料については、中途退学後、新しい在留資格を取得したことが確認されることを条件とし、右確認月の翌月以降の納付済授業料の額を、確認後2週間以内に返還します。
6. 来日後の不入学に伴う納付金の返還については、中途退学と同等とみなし、5.の規定に従います。
7. 法令違反等により強制送還や除籍処分となった場合、若しくは、本学の責めに帰さない理由により来日が遅れた場合は、免責として納付金は返還しません。

以上